

# 福岡県公報

平成二十二年十月二十九日  
第三千七百七十八号  
増刊 ①

## 目次

規則(第三十六号)

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則  
(医療保険課) …………… 一

## 規則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十六号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十八年福岡県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条一号八備考2中「及び被保険者」を、「被保険者及び特定同一世帯所属者」

に、「同号」を「同項第一号口」に改め、「同号」に規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。以下同じ。」「の下に「及び同項第四号並びに第五号の規定が適用された世帯」を加え、「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「同項」を「同号口」に改め、「同項」に規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。以下同じ。」「の下に「及び同項第三号並びに第四号の規定が適用された世帯」を加え、同号八備考4及び6中「第二十九条の七第五項

第三号イ及びロに掲げる世帯」の下に「並びに同項第四号及び第五号の規定が適用された世帯」を、「第五十六条の八十九第二項第二号イ及びロに掲げる世帯」の下に「並びに同項第三号及び第四号の規定が適用された世帯」を加える。

附則に次の一項を加える。

7 平成二十二年度から平成二十四年度までにおける福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第三項第二号中「法第七十条第三項」とあるのは「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十五号。以下「平成二十二年改正法」という。)(第一条の規定による改正前の法第七十条第三項」と読み替えて適用する。

(福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則(平成二十一年規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び平成二十一年度」を「から平成二十五年まで」に改める。附則第4項を次のように改める。

4 平成二十一年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第三項第三号及び同条第五項中「法第七十二条の三第一項」とあるのは「法第七十二条の三第一項及び法附則第二十四条第一項」と、第三条第一号へ中「法第七十条第三項第一号イ又は同項第二号イ」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年改正法」という。)(第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第一号」と、「法第七十条第三項第一号ロ又は同項第二号ロ」とあるのは「平成十八年改正法第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第二号」と読み替えて適用し、平成二十二年度から平成二十四年度までにおける福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第三項第三号及び同条第五項中「法第七十二条の三第一項」とあるのは「法第七十二条の三第一項及び法附則第二十四条第一項」と、第三条第一号へ中「法第七十条第三項第一号イ又は同項第二号イ」とあるのは「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十五号。以下「平成二十二年改正法」という。)(第一条の規定による改正前の法第七十条第三項第一号イ又は同項第

二号イ」と、「法第七十条第三項第一号ロ又は同項第二号ロ」とあるのは「平成二十二年改正法第一条の規定による改正前の法第七十条第三項第一号ロ又は同項第二号ロ」と読み替えて適用し、平成二十五年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第三項第三号及び同条第五項中「法第七十二条の三第一項」とあるのは「法第七十二条の三第一項及び法附則第二十四条第一項」と読み替えて適用する。

附則第五項の表第二条第三項第二号及び第三条第一項第一号への項下欄中「法附則」を「平成二十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の福岡県国民健康保険調整交付金から適用する。